

古平町

上限 年36万円

最長10年間交付

奨学金返還支援事業 補助金交付 のご案内

古平町では、若者の定住促進及び地域の担い手となる人材確保を目的に、奨学金の貸与を受けた方で、町内に居住かつ正規社員等として就労した方に対し、返還する奨学金への補助金交付を行っています。

古平町の住民基本台帳に記録されており、現に居住していて、今後5年以上継続して居住する見込みのある方

町内の職場で正社員等（自営業者を含む）として今後5年以上継続して就業する見込みのある方

奨学金を返還中又は返還を開始しようとしており、申請年度末日の年齢が35歳以下の方

対象者

次のいずれにも当てはまる方

- ・申請日時時点で古平町の住民基本台帳に記録されており、現に居住している方で、今後5年以上継続して本町に居住する見込みのある方
- ・令和7年7月1日以降新たに町内の職場に正規社員等として就業し、今後5年以上継続して就業する見込みのある方（自営業者を含む。）
- ・初めて補助金の交付申請をした日の属する年度の末日における年齢が35歳以下の方
- ・奨学金の返還を行っている方又は補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する方
- ・町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び町に納付すべき各種使用料に滞納がない方
- ・古平町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない方又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

補助対象 奨学金

補助金の交付対象は、次のいずれかに該当する奨学金です。

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金 ・独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金
- ・他の地方公共団体が貸与する奨学金 ・その他町長が認める貸与型奨学金

申請書類

毎年度、4月1日から6月30日まで（経過措置として、令和7年度中に交付申請する方は9月30日まで受け付けます）に次の書類をご提出ください（①、⑥、⑧の様式は町ホームページからダウンロードできます）。

- ①古平町奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの※初年度のみ
- ③申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の額を証するもの
- ④町税等の納税証明書又は非課税証明書
- ⑤住民票の写し
- ⑥様式第2号の在職証明書又は自営業者であることが確認できる書類
- ⑦学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学院、大学、短期大学及び専修学校専門課程の卒業証明書の写し
- ⑧誓約書（様式第3号） ⑨その他町長が必要と認める書類

詳しくはこちらをご覧ください。

